

## 八王子市地域密着型サービス等整備推進事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 24 日 施行  
令和 6 年 10 月 25 日 改正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、八王子市介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)に基づいて実施する地域密着型サービス施設の整備に対して、東京都が実施する地域密着型サービス等整備推進事業により交付される補助金を主な財源とし、市が予算の範囲内で交付する補助金について、「補助金等の交付の手続等に関する規則」(昭和 35 年八王子市規則第 19 号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 この補助金は、介護が必要となった際にも高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、地域密着型サービス等を行う拠点の整備を支援することにより、地域における多様なサービス基盤を確保することを目的とする。

### (補助事業者)

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 別表 1 に掲げる地域密着型サービス等の運営事業者
  - (2) 別表 1 に掲げる地域密着型サービス等を整備する土地所有者等
  - (3) 別表 1 に掲げる地域密着型サービス等を整備する建物所有者
- 2 「運営事業者」とは、次に掲げる法人とする。
- (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人
  - (2) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 39 条に規定する医療法人
  - (3) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条に規定する特定非営利活動法人
  - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)
  - (5) 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号)に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
  - (6) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する会社
  - (7) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条第 4 号に規定する企業組合
  - (8) その他法人格を有するもの

(補助対象事業)

第4条 この要綱における補助対象事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が行う以下の地域密着型サービス等の施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)整備事業とする。

- (1) 別表1に掲げる対象施設の別表2に掲げる整備事業のうち、別表3に掲げる事業
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の施設を整備する事業のうち、別表3に掲げる事業
- (3) 既存の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の施設について、利用者等の安全性確保等の観点から躯体工事に及ばない別表4の内容の大規模な修繕等を実施する事業。(ただし、八王子市地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の他の補助金を活用していないもの。)

(事業の運営)

第5条 事業の運営については、補助事業者は次の要件を充足するものであること。

- (1) 事業内容が、関連法令等に適合すること。
- (2) 補助事業者は、地域密着型サービス等事業を継続させて行うこと。そのため、整備した建物は、原則として運営事業者が所有権又は賃借権を有すること。
- (3) 運営事業者は、運営する地域密着型サービス等の根拠法令に基づく事業者に指定されているか、又は指定される見込みがあること。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を実施するための経費で、別表5第4欄、別表6第4欄及び別表7第3欄に定める経費とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合
- (2) 職員の宿舎、施設の車庫又は倉庫の建設に係る事業である場合
- (3) その他介護施設等の整備に関する事業として適当と認められない場合

(補助金交付額)

第7条 この要綱による補助金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 基本単価

第4条(1)に定める補助金の交付額は、別表5第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

なお、令和5年度以降に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域(災害イエローゾーン)において新規整備した施設等については、

交付の対象としない。

(2) 加算単価

第4条(2)に定める補助金の交付額は、別表6第1欄に定める施設等の区分ごとに、対応する次のアの金額とイの金額とを比較していずれか少ない額とする。

ア 別表6第2欄に定める基準額に別表6第3欄に定める物価調整額基準額を加算した額

イ 別表6第4欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他収入額及び(1)に定める基本単価の交付額を差し引いた額

(3) 大規模な修繕等を実施する事業

第7条に定める補助金の交付額は、別表7第3欄に定める対象経費の下限を1施設当たり800,000円とし、対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率2分の1を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式に必要な書類を添えて、所定の期日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請を受け、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、第2号様式により当該補助金の交付を申請した者に通知する。

2 市長は、前条の申請を受け、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、補助金の不交付を決定し、第3号様式により当該補助金の交付を申請した者に通知する。

(変更交付申請)

第10条 前条の規定に基づく決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、この補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合の手続は、第8条の規定に準じるものとし、第4号様式により行うものとする。

(補助条件)

第11条 この補助金の交付に当たっては、別記1の補助条件を付するものとする。

さらに、第3条第2項(3)から(5)までに定める運営事業者に対して補助する場合には別記2の補助条件を、第3条第2項(6)から(7)に定める運営事業者に対して補助する場合には別記3の補助条件を、第3条第1項(2)に定める土地所有者等に対して補助する場合には別記4の補助条件を、第3条第1項(3)に定める建物所有者に対して補助する場合には別記5の補助条件を併せて付するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 補助決定者は、別記1の補助条件7に定める補助金の額の確定通知を受けたときは、所定の期日までに第9号様式により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受けたときは、東京都からの補助金の交付額が確定された後に支出するものとする。ただし、東京都が交付決定した補助金額と同一額で交付額が確定されることが明らかな場合は、この限りでない。

(暴力団等の排除)

第 14 条 市長は、八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日八王子市条例第23号。以下「暴排条例」という。)第9条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団

(2) 補助事業者の代表者又は役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者がいるとき。

(3) 暴力団若しくは暴力団員を利用している、あるいは資金を提供又は便宜を共用しているなど密接な関係を有すると認められたとき。

3 市長は、第 9 条の交付決定を受けた補助事業者が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じ補助事業者が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを警視庁に対して確認を行うことができるものとする。

5 前項の確認は、第 10 号様式により行うものとし、市長は補助事業者に補助金の申請時あるいは必要に応じて提出させることができるものとする。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 6 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 5 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 26 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 6 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 17 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 25 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表1

対象施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>

別表2

整備区分	2 補助対象事業
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること(一部改築を含む。) ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築に当たり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう市とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。

別表3

1整備区分	2 補助対象事業
(1) 事業者創設型	運営事業者が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業
(2) 事業者改修型	運営事業者が既存建築物を改修して行う整備事業
(3) オーナー創設型	土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業
(4) オーナー改修型	建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備事業

別表4

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	①活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注)一定年数は、おおむね 10 年とする。

別表5

1 対象施設	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円	整備床数	<p>事業計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱第6条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
・小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,410千円	施設数	

※上記の地域密着型サービス等の施設及び認知症高齢者グループホームを合築・併設する場合、配分基礎単価を5%増額する。

※施設数単位で補助する施設等について、新規開設時に一度補助を受けている場合であっても、増築(床)する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で補助することが出来る。

別表6

1 区分	2 補助基準額		3 物価調整額		4 対象経費	5 補助率
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	宿泊定員	基準額	宿泊定員	基準額	<p>以下の整備区分による施設の整備に必要な工事費又は工事請負費並びに工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費(対象経費)の2.6%に相当する額を限度とする。)</p> <p>ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。また、既存建築物の買取りの場合はその買い取り経費。</p> <p>(整備区分)</p> <p>①新たに建物を創設 ②既存建築物の買取り・改修 ③所有する建物の改修</p>	10/10
	1人	750,000円	1人	480,000円		
	2人	4,650,000円	2人	2,980,000円		
	3人	8,550,000円	3人	5,470,000円		
	4人	12,450,000円	4人	7,970,000円		
	5人	16,350,000円	5人	10,470,000円		
	6人	20,250,000円	6人	12,970,000円		
	7人	24,150,000円	7人	15,470,000円		
	8人	28,050,000円	8人	17,970,000円		
9人	31,950,000円	9人	20,470,000円			

(注)増築(床)の場合、増加する宿泊定員1人当たり補助基準額3,900,000円、物価調整額2,490,000円とする。



別表7

1 区分	2 基準額 (1施設当たり)	3 対象経費	4 補助率
小規模多機能型住宅介護及び看護 小規模多機能型住宅介護	7,730,000円	大規模な修繕等を実施する事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/2

## 備考

- (1) 本事業は原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、本要綱6及び7の補助対象経費及び算定基準に基づき算出した額について、各年度の出来高に応じて、年度ごとに支払うものとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度(補助事業者に対して都が初回の補助内示を行った年度をいう。)の補助要綱に定める算定方法を適用する。ただし、第4条(1)または(2)の整備事業について、令和5年度からの継続事業のうち、事業計画、資金計画等を見直し、令和6年度に再度事業実施のための契約手続を行った案件は令和6年度の補助要綱に定める算定方法を適用する。なお、この場合であっても、整備促進地域については、市が初回の補助内示を行った年度の指定による。

- (2) 別表5第4欄及び別表6第4欄の対象経費については、次に掲げる費用について補助対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に要する費用
- ② 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- ③ 設備整備に要する費用
- ④ 職員の宿舎に要する費用
- ⑤ その他施設整備費として適当と認められない費用

- (3) 既存建築物の買取り・改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。

- (4) 事業者改修型及びオーナー改修型については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都

規則第141号)第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

## 別記1

### 補 助 条 件

#### 1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

#### 2 承認事項

次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、第4号様式によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 3 状況報告

補助事業者は、市長から請求があったときは、補助事業の進行状況について、第5号様式により、市長から指定された日までに報告しなければならない。

#### 4 事業遅延等の報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、第6号様式により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 5 補助事業の遂行命令

- (1) 3、4及び6による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

#### 6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、第7号様式に必要な書類を添付して補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

#### 7 補助金の額の確定

市長は、6の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により補助事業者へ通知する。

## 8 是正のための措置

- (1) 市長は、7の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者へ命じることがある。
- (2) 6の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

## 9 決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
  - エ 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

## 10 補助金の返還

- (1) 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 7により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 市長は、9によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

## 11 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (3) 市長は、(1)又は(2)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

## 12 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

## 13 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

## 14 財産処分による収入の取扱い

補助事業者が、市長の承認を受けて13の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

## 15 財産管理

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

## 16 補助金調書の作成

補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

## 17 帳簿の整理

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

## 18 消費税等に係る仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第11号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

#### 19 防火設備整備の条件

本要綱第4条(2)の整備事業を実施する場合は、平成25年12月27日に公布された「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成25年政令第368号)、「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成25年総務省令第126号)、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」(平成25年総務省令第127号)により設置が義務化された防火設備については、義務化の有無にかかわらず本整備と併せて整備すること。

#### 20 第三者委託の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

#### 21 民間補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

#### 22 事業実施のための契約手続

補助事業者が、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

#### 23 根抵当権設定の禁止

本事業において補助を受けて地域密着型サービス等の施設を整備する者は、当該施設の土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

#### 24 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

#### 25 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

## 別記2

### 特定非営利活動法人等に対する補助条件

交付要綱第3条第2項(3)から(5)までに定める運営事業者に対して第4条第1項(1)及び(2)の小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

#### 1 運営組織の適切性に係る条件

法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

#### 2 経理の適切性に係る条件

法人類型に対応して策定されている会計基準(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人(以下「公益法人」という。)の場合の「公益法人会計基準」等)に基づき適正に会計処理が行われること又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

#### 3 事業の公益性等に係る条件

(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定する特定非営利活動法人については、同法に基づく特定非営利活動に係る事業費が総事業費のうちに占める割合の80%以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款又は寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費が総事業費のうちに占める割合の50%以上であること。

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)により設立された農業協同組合及び農業共同組合連合会並びに消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、指定地域密着型サービスの事業の運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

(2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

#### 4 その他の条件

施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第84条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第60条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、市が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

## 別記3

### 民間企業等に対する補助条件

交付要綱第3条第2項(6)又は(7)に定める運営事業者に対して第4条第1項(1)及び(2)の小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

#### 1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

#### 2 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
- (2) 地域密着型サービスの事業の運営に関する部分について経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

#### 3 事業の公益性等に係る条件

宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

#### 4 その他の条件

施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第84条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第60条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、市が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。



## 別記4

### 土地所有者等に対する補助条件

土地所有者等に対して第4条第1項(1)及び(2)の小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

#### 1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の運営事業者が確定しており、事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

#### 2 運営事業者に係る条件

- (1) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、交付要綱第3条第2項(3)から(5)までに定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、交付要綱第3条第2項(6)又は(7)に定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

## 別記5

### 建物所有者に対する補助条件

建物所有者に対して、第4条第1項(1)及び(2)の小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

#### 1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の運営事業者が確定しており、事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

#### 2 運営事業者に係る条件

- (1) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、交付要綱第3条第2項(3)から(5)までに定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、交付要綱第3条第2項(6)又は(7)に定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。